2025年 9月
御社の組織活力・生産性 UP を促進する
あおば新聞
No243

〒364-0035　埼玉県北本市西高尾６－６－１　e-mail：mado@aobaroumuoffice.com
TEL：048-592-0475　FAX：048-592-0590
編集長：栗原　翼　局長：田島 智　社主：阿久津 渉
社会保険労務士法人 あおば労務経営事務所

≪今回の記事は、佐藤が担当しました。≫

2025 年最低賃金、過去最大の引き上げを予定。全都道府県で 1,000 円超え！

■ 改定額（地域別最低賃金　関東）

（全都道府県の一覧もありますので、ご希望の場合にはご連絡ください。）

都道府県	改 定 額	現 在	引上げ額	発 効 日	都道府県	改 定 額	現 在	引上げ額	発 効 日
埼 玉 県	**1,141 円**	1,078 円	63 円	11 月 1 日	栃 木 県	**1,068 円**	1,004 円	64 円	10 月 1 日
東 京 都	**1,226 円**	1,163 円	63 円	10 月 1 日	茨 城 県	**1,074 円**	1,005 円	69 円	10 月 12 日
神奈川県	**1,225 円**	1,162 円	63 円	10 月 4 日	群 馬 県	**1,063 円**	985 円	78 円	令和 8 年 3 月 1 日
千 葉 県	**1,140 円**	1,076 円	64 円	10 月 3 日	※発効日=新しい最低賃金が適用される日。				

■ 最低賃金の改定後に、会社が行うこと

（1）賃金の引き上げが必要な従業員の確認
（2）賃金の見直し（固定残業手当の再計算含む）
・「特定（産業別）最低賃金」が適用される業種についても、地域別最低賃金を下回る場合には、引上げが必要
・「減額特例」が適用されている場合も見直しが必要
（3）新しい最低賃金を反映した求人情報に更新する

※あおば新聞のバックナンバー（2022 年 9 月号（№219）、2023 年 9 月号（№231）では、より実務に関連した以下のテーマについて解説しています。ぜひ併せてご覧ください。「最低賃金の対象となる賃金とは？」、「月給者の最低賃金の算出方法」、「最低賃金を下回った場合の会社のリスク」、「よくあるご質問や相談例」など。 バックナンバーはあおば事務所ホームページの顧問先様限定ページで公開しています。ログインパスワードは「aoba」です。【 あおば事務所ホームページ URL：https://aobaroumuoffice.com/ 】

■ 人件費増加への対応策

人件費の増加は、会社にとっては悩ましい問題です。会社でできる対応策や国の支援制度についてご紹介します。

会社でできる対応策

業務効率化と従業員のスキル向上により生産性を高め、残業削減や少数精鋭の業務体制を作る。
具体的な取り組み例：「業務の棚卸しを行い無駄な作業をなくす」、「経理や労務など会社にとって重要な仕事は社内で行い、それ以外の業務は外部の専門業者に任せる」、「マニュアルやあ研修を通じて社内でノウハウを共有し、誰でも対応できる体制を整える」など。

国の支援制度（概要）

（1）業務改善助成金
業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金を 30 円以上引き上げ、生産性向上につながる設備投資を行った場合に、費用の一部（助成率 3/4 または 4/5、上限 600 万円）が支給される。要件として、事業所内の最低賃金と地域別最低賃金との差額が 50 円以内であること。（事前に計画申請が必要）※最低賃金改定前の取り組みが、会社の費用負担が少ないためおすすめです。

（2）キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
賃金規程等を改定し、非正規労働者の基本給を 3%以上賃上げした場合に 1 人あたり 5 万円もらえる助成金（事前に計画申請が必要）

（3）中小企業向け賃上げ促進税制
全従業員の給与支給額が前年度より 1.5%または 2.5%以上引き上げた場合に、税額控除が受けられる制度。

（4）企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）
事業場内で最も低い賃金を 2%以上引き上げた場合に、設備資金や運転資金の融資を低金利で受けられる制度。

今年から「年収の壁」の基準が変わります！

■ 所得税の「壁」、健康保険の「壁」はどう変わるのか？

【 所得税の壁 】（12 月 1 日以降）
・従業員本人の所得税がかからない「年収の壁」が、103 万円未満 ⇒ **160 万円未満（最大）に変更**
・従業員が扶養する「扶養家族の控除を受けるため」の年収の壁
①扶養控除は、103 万円未満 ⇒ **123 万円未満に変更**
②「特定親族特別控除」を新設。**19 歳以上 23 歳未満の子**を扶養する場合の扶養控除は、103 万円未満 ⇒ **150 万円未満に変更**。

【 健康保険の壁 】（10 月 1 日以降）
・健康保険の被扶養者の年収要件の変更
・扶養家族が、**19 歳以上 23 歳未満の子の場合**は、年間収入要件が 130 万円未満 ⇒ **150 万円未満**に変更
※年齢要件は、扶養認定日が属する年の **12 月 31 日時点の年齢で判定。**

■ 年収の壁一覧

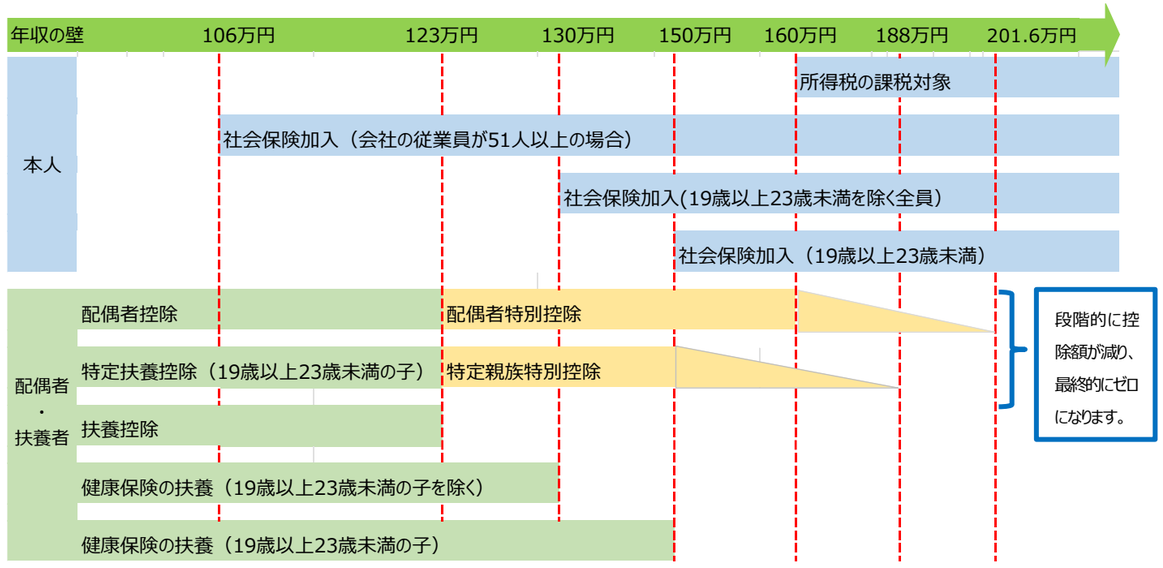

■ 会社が確認すること

従業員に家族手当等を支給している場合、支給条件の見直しや規定の変更が必要になる可能性があります。
例）税法上の扶養家族を家族手当の支給対象としている場合。
「収入○○円以下」等、家族の収入を支給条件にしている場合など。

ご質問やご相談など、お気軽にご連絡ください！